

産業環境委員会報告資料

令和5年3月13日

報告事項件名	頁
(1) 令和5年度 省エネ・創エネ推進事業（案）について	2
(2) 脱炭素ロードマップの検討状況とパブリックコメントの実施について	5
(3) 区立小・中学校への再生可能エネルギー導入事業における公募型プロポーザルの実施について	6
(4) 公募型プロポーザルの実施について（A I システムを利用した食品ロス削減実証事業委託）	8
(5) 家庭用廃食油の拠点回収における他区の実績等について	10
(6) 令和6年4月プラスチック分別回収および燃やすごみ収集回数変更の実施におけるモデル地区の決定について	12
(7) 事業者変更に伴う新たな粗大ごみ受付センターの運営開始及び新サービスの提供について	16
(8) 建設工事等の環境保全に係る指導基準等に関する要綱について	17

(環 境 部)

産業環境委員会報告資料

令和4年3月13日

件名	令和5年度 省エネ・創エネ推進事業（案）について		
所管部課名	環境部環境政策課		
内容	令和5年度 省エネ・創エネ推進事業（案）について、以下のとおり報告する。		
	1 省エネ・創エネ推進事業一覧（補助額 141,425 千円）		
	種類	補助対象品目	予算金額／予定件数
	住宅関係	ZEH・東京ゼロエミ住宅<新規>	6,000 千円/20 件
		省エネリフォーム（ガラス・窓・断熱材・遮熱塗装） <拡充> ※原則区内業者による施工条件を追加	15,000 千円/300 件 ※R4:10,000 千円/200 件
		集合住宅・事業所等 LED 照明	21,000 千円/100 件
		雨水タンク	150 千円/ 10 件
	太陽光・発電	太陽光発電システム	35,200 千円/160 件
		蓄電池	7,100 千円/142 件
		家庭用燃料電池システム（エネファーム）	2,500 千円/ 50 件
	自動車関係	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・ミニカー・電動バイク<拡充>	30,200 千円/310 件 ※R4:10,200 千円/110 件
		戸建住宅向け充電設備<新規>	1,500 千円/ 60 件
		低公害車買換え支援事業利子補給等	375 千円/10 件
	その他	節湯型シャワーヘッド<新規>	600 千円/200 件
		再エネ 100 電力導入サポートプラン	5,000 千円/250 件
		エアコン（省エネ基準達成率 100%以上）	16,800 千円/240 件
	廃止事業	事業所・集合住宅向け電気自動車等用充電設備<廃止> 国・都の助成拡充により、自己負担がなしとなったことに伴う補助終了	
HEMS（ホーム エネルギー マネジメント システム）<廃止> 近年申請件数が少ないことから、補助メニューの見直しにより補助終了			
太陽熱利用システム<廃止> 近年申請が全くないことから、補助メニューの見直しにより補助終了			

2 新規・拡充事業内容

(1) ZEH・東京ゼロエミ住宅補助金 **新規**

足立区内において、ZEHまたは東京ゼロエミ住宅を所有する者に対してその費用の一部を補助することで、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図る。

ア 支給額及び予定件数

一律 300 千円 件数：20 件

イ 対象

個人

ウ ZEH、東京ゼロエミ住宅の定義

(ア) ZEH

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅

(イ) 東京ゼロエミ住宅

住宅の断熱性能の確保と設備の効率化により断熱性能及び設備の省エネルギー性能の水準が高められた都内に存する住宅

(2) 戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金 **新規**

区民を対象として、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（PHEV）に充電が可能な設備の設置費を補助することで、電気自動車等の普及促進を図る。

ア 補助額及び予定件数

一律 25 千円 件数：60 件

※ 補助対象は既存住宅に加え、23区で足立区のみ新築住宅でも申請可。

イ 他の電気自動車等用充電設備補助金との併用

東京都の「戸建住宅向け充電設備導入促進事業」(※)を含む、他団体の補助金との重複申請は不可。

※ 「戸建住宅向け充電設備導入促進事業」(東京都)

対象経費：設備購入費・設備工事費

補助額：一律 25 千円

その他：新築住宅不可

※ 令和4年9月1日より補助制度開始

(3) 節湯型シャワーヘッド購入費補助金 **新規**

節湯型シャワーヘッドを購入した者に対して、購入費の一部を補助することで、区民の節水にかかる取組の促進及び節水意識の向上を図る。

	<p>ア 補助額及び予定件数 一律 3 千円 件数：200 件</p> <p>イ 対象機器 (ア) 1 分間あたりの使用水量 7 リットル以下もしくは節水率 30%以上 (イ) 区内店舗で購入した 6 千円以上（消費税抜き）のもの</p> <p>※ 令和 4 年 9 月 1 日より補助制度開始</p> <p>(4) 省エネルギーフォーム補助金 拡充 住宅に省エネルギー化を目的とした改修を行った者に対して、その費用の一部を助成することで、住宅の省エネルギー化を図る。</p> <p>ア 補助額及び予定件数 上限 50 千円 件数：300 件（100 件増） イ その他の変更点 原則区内業者による施工を条件とする。</p> <p>(5) 電気自動車等購入費補助金 拡充 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車のうち四輪のもの、ミニカーまたは電動バイクを購入した者に対し、経費の一部を補助し電気自動車等の普及促進を図る。</p> <p>ア 補助額及び予定件数 (ア) 四輪自動車 一律 100 千円 件数：300 件（200 件増） (イ) ミニカー、電動バイク 一律 20 千円 件数：10 件（変更なし）</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>本予算が可決された際には、速やかに周知し、事業を実施する。</p>

産業環境委員会報告資料

令和5年3月13日

件名	脱炭素ロードマップの検討状況とパブリックコメントの実施について
所管部課名	環境部環境政策課
内容	<p>二酸化炭素排出実質ゼロに向けた具体策をまとめた「足立区脱炭素ロードマップ」について、環境審議会に諮問し検討を進めてきたが、2月開催の審議会をもって検討を終了し、答申を受けたため内容等について報告する。</p> <p>また、区民から広く意見を募集するため、パブリックコメントを実施する。</p> <p>1 環境審議会</p> <p>(1) 開催日時 令和5年2月13日(月)午後3時から5時まで</p> <p>(2) 場所 区役所8階庁議室</p> <p>(3) 出席委員数 15名の委員のうち13名出席(オンライン6名、会場7名)</p> <p>2 環境審議会における主な意見</p> <p>① いずれの取組みにおいても、実施の目的や効果について丁寧に説明することと併せ、効果的なPRを行うことが大切である。</p> <p>② プラスチックの分別回収については、ごみの出し方と併せたポスターや冊子の全戸配布による周知強化に加え、地域での説明会実施などの丁寧な対応により取組みへの協力を求めていくべき。</p> <p>③ 太陽光発電設備の導入拡大においては、鉛フリーの太陽光パネルが開発されており、有害物質を含まない設備の導入促進策についても検討を進めてほしい。</p> <p>3 答申内容 別添・足立区脱炭素ロードマップ(答申)のとおり</p> <p>4 パブリックコメントの実施について</p> <p>(1) 実施期間 令和5年3月14日(火)から令和5年4月13日(木)まで</p> <p>(2) 周知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 区ホームページへの掲載 イ SNSによる周知 ウ あだち広報掲載 エ 環境政策課、政策経営課、区政情報室、中央図書館、各区民事務所における配布
問題点 今後の方針	パブリックコメントに寄せられた区民や事業者の意見を個別施策に反映させ、脱炭素ロードマップを完成させていく。

産 業 環 境 委 員 会 報 告 資 料

令和5年3月13日

件 名	区立小・中学校への再生可能エネルギー導入事業における公募型プロポーザルの実施について
所管部課名	環境部環境政策課、学校運営部学校施設管理課
内 容	<p>区立小・中学校に太陽光発電設備を導入し、温室効果ガス排出抑制と災害時の電源確保を同時に実現するため、以下のとおり公募型プロポーザルを実施する。</p> <p>1 事業名 区立小・中学校への再生可能エネルギー導入事業</p> <p>2 事業概要</p> <p>① 区の初期費用無しで対象の学校に太陽光パネル、蓄電池等を設置 ② 事業者が機器の設置から維持管理、撤去まで実施 ③ 機器設置は、令和5～7年度で実施 履行期間は、運転開始日から最長で20年間 ④ 発電した電気は学校で使用し、その料金は区から指定事業者へ支払い ⑤ 対象校は最大で38校を想定（現地調査により最終決定）</p> <p>【主な選定条件】</p> <p>ア 現時点で太陽光パネル設置無し イ 屋根の形状（スペース有、平らなど） ウ 「足立区学校施設の個別計画」で改築予定の学校は除外</p> <p>※ 実際の設置の可否については、安全性、適切な設備容量、近隣住民への影響などを現地で調査し決定する。</p> <p>⑥ 対象校38校のうち、令和5年度は試行的に数校設置し、令和6、7年度は状況を見ながら順次設置していく。</p> <p>3 導入のメリット</p> <p>① 太陽光パネル設置による区内のCO₂削減効果大 ② 公共施設の有効活用 ③ 災害による停電時の補助的電源として活用可能 ④ 発電の見える化による児童・生徒の環境保全意識の向上</p> <p>4 実施事業者の選定について 公募型プロポーザル方式による選定</p>

5 プロポーザル選定委員（5人）

選定委員の構成

委員区分	役職	人数
外部委員	有識者等	3
区職員	管理職	2

6 今後のスケジュール（予定）

4月上旬 プロポーザル公募開始

4月～6月 事業者選定

10月頃 太陽光発電設備等の設置開始

問題点
今後の方針

事業者決定後、対象校の中から速やかに設置校の選定を行い、秋頃を目途に太陽光発電設備等を設置できるよう準備を進める。

産業環境委員会報告資料

令和5年3月13日

件名	公募型プロポーザルの実施について（AIシステムを利用した食品ロス削減実証事業委託）
所管部課名	環境部ごみ減量推進課
内容	<p>「足立区環境基本計画改定版」に基づき、区内事業所から排出される食品ロスの削減を推進するため、実証事業を委託により実施する。については、実証事業委託に関して公募型プロポーザルを実施するため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 事業名 AIシステムを利用した食品ロス削減実証事業</p> <p>2 事業の概要 気象予測、カレンダー情報、イベント情報等のビッグデータ及び実証事業参加店舗の販売実績等を基にAIシステムが出した来客等予測を利用した店舗運営を試行し、事業系食品ロスの発生を抑制する効果があるか検証する。</p> <p>(1) 実証事業参加業種 区内食品小売店及び飲食店等</p> <p>(2) 実証事業参加店舗数 5店舗程度から最大で10店舗</p> <p>3 プロポーザルを行う業務（概要） プロポーザルで選定した事業者が行う業務の概要は以下のとおり。</p> <p>① 実証事業参加店舗にAIを利用した需要予測システムを導入し、食品ロスの抑制効果を定期的に測定する。</p> <p>② 実証事業参加店舗が需要予測システムを導入・運用する際に必要なサポートを行う。</p> <p>③ 実証事業終了後、測定結果及び課題等について報告書を作成して区へ提出する。</p> <p>4 履行期間（予定） 令和5年10月の契約締結日から令和7年3月31日まで</p>

5 プロポーザル選定委員（5人）

選定委員の構成

委員区分	役職	人数
外部委員	有識者等	3
区職員	管理職	2

6 今後のスケジュール（予定）

令和5年 4月 第1回選定委員会（募集・選定方法等の決定）
5月 参加事業者の募集
8月 最終選定委員会（契約候補事業者の特定）
10月 契約後、実証事業委託業務開始
令和7年 3月 実証事業終了

問題点
今後の方針

実証事業委託及び事業者選定に必要な経費は、令和5年度当初予算に計上しており、本予算が可決された際には、速やかに着手する。

産業環境委員会報告資料

令和5年3月13日

件名	家庭用廃食油の拠点回収における他区の実績等について																																															
所管部課名	環境部ごみ減量推進課																																															
内容	<p>家庭用廃食油の拠点回収について、他区の実施状況等を確認したので報告する。</p> <p>1 拠点回収実績の推移（清掃事業年報《東京23区》掲載分）</p> <p>令和元年度に回収量が減少し、その後大きな変化はない。減少の理由は新型コロナウイルスの影響もあったと推測される。</p> <table border="1" data-bbox="454 795 1430 1008"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計回収量(kg)</td> <td>85,175</td> <td>83,786</td> <td>84,464</td> <td>83,394</td> </tr> <tr> <td>掲載区</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>1区あたり(kg)</td> <td>5,678</td> <td>5,237</td> <td>5,279</td> <td>5,212</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 他区の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="454 1108 1444 2078"> <thead> <tr> <th></th> <th>A区</th> <th>B区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開始時期</td> <td>平成20年6月</td> <td>平成20年</td> </tr> <tr> <td>拠点数</td> <td>約40か所</td> <td>約30か所</td> </tr> <tr> <td>回収方法</td> <td>拠点施設にコンテナとのぼりを配置</td> <td>拠点施設にコンテナを配置</td> </tr> <tr> <td>回収頻度・時間</td> <td>月1回 A地域 第2土曜日 9時～正午 B地域 第3土曜日 9時～正午</td> <td>月2回 第1、第3土曜日 9時～11時</td> </tr> <tr> <td>委託内容等</td> <td>① 施設の指定管理者等にコンテナ配置を委託 ② 各拠点から回収し、資源循環センターに運ぶ</td> <td>① 各拠点から回収し、区内の廃食油リサイクル施設に運ぶ</td> </tr> <tr> <td>委託費用</td> <td>約5,000千円 運搬料、コンテナ管理委託費用を含む</td> <td>約600千円 運搬料</td> </tr> <tr> <td>委託先</td> <td>区内リサイクル事業協同組合</td> <td>区内事業者</td> </tr> <tr> <td>回収後の処理</td> <td>売却 約500千円</td> <td>回収業者がリサイクル処理を行う（売却なし）</td> </tr> </tbody> </table>		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計回収量(kg)	85,175	83,786	84,464	83,394	掲載区	15	16	16	16	1区あたり(kg)	5,678	5,237	5,279	5,212		A区	B区	開始時期	平成20年6月	平成20年	拠点数	約40か所	約30か所	回収方法	拠点施設にコンテナとのぼりを配置	拠点施設にコンテナを配置	回収頻度・時間	月1回 A地域 第2土曜日 9時～正午 B地域 第3土曜日 9時～正午	月2回 第1、第3土曜日 9時～11時	委託内容等	① 施設の指定管理者等にコンテナ配置を委託 ② 各拠点から回収し、資源循環センターに運ぶ	① 各拠点から回収し、区内の廃食油リサイクル施設に運ぶ	委託費用	約5,000千円 運搬料、コンテナ管理委託費用を含む	約600千円 運搬料	委託先	区内リサイクル事業協同組合	区内事業者	回収後の処理	売却 約500千円	回収業者がリサイクル処理を行う（売却なし）
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																												
合計回収量(kg)	85,175	83,786	84,464	83,394																																												
掲載区	15	16	16	16																																												
1区あたり(kg)	5,678	5,237	5,279	5,212																																												
	A区	B区																																														
開始時期	平成20年6月	平成20年																																														
拠点数	約40か所	約30か所																																														
回収方法	拠点施設にコンテナとのぼりを配置	拠点施設にコンテナを配置																																														
回収頻度・時間	月1回 A地域 第2土曜日 9時～正午 B地域 第3土曜日 9時～正午	月2回 第1、第3土曜日 9時～11時																																														
委託内容等	① 施設の指定管理者等にコンテナ配置を委託 ② 各拠点から回収し、資源循環センターに運ぶ	① 各拠点から回収し、区内の廃食油リサイクル施設に運ぶ																																														
委託費用	約5,000千円 運搬料、コンテナ管理委託費用を含む	約600千円 運搬料																																														
委託先	区内リサイクル事業協同組合	区内事業者																																														
回収後の処理	売却 約500千円	回収業者がリサイクル処理を行う（売却なし）																																														

【廃食油回収の様子】



3 資源買取市における廃食油の買取価格の推移

(単位：円/kg)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
A 者	5	5	5	5	5
B 者	5	5	10	10	5
C 者	1	1	1	1	1
D 者	5	5	—	—	—
E 者	1	1	—	—	—
F 者	1	1	—	—	—
G 者	1	1	—	—	—
H 者	5	5	3	—	—

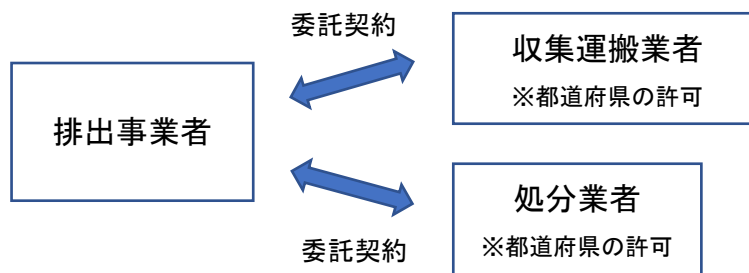
※ 各年 4 月 1 日時点の価格

※ 令和 2 年度、令和 3 年度は 4 月中止のため直近の実施月の価格、令和 4 年度は 1 月時点（最新）の価格

※ D～G 者は現在買取市中止、H 者は令和 3 年度より廃食油の買取実施なし

4 事業系の廃食油処理について

廃食油は事業系の産業廃棄物として処理しなければならず、事業者は自らの責任において処分業の許可を持つ業者と契約をする必要がある（廃棄物処理法 第 2 条第 4 項、第 3 条第 1 項）。



問題点
今後の方針

産業環境委員会報告資料

令和5年3月13日

<p>件名</p>	<p>令和6年4月プラスチック分別回収および燃やすごみ収集回数変更の実施におけるモデル地区の決定について</p>
<p>所管部課名</p>	<p>環境部足立清掃事務所</p>
<p>内容</p>	<p>プラスチック分別回収および燃やすごみ収集回数変更の円滑な実施をめざして、令和6年4月より、以下のモデル地区において先行実施する。なお、モデル実施の期間は2年間を予定しており、令和7年度には回収作業に係る課題の洗い出しや検証を行い、令和8年4月（予定）の全区展開に向けて必要な対策を検討する。</p> <p>1 モデル地区の対象地域および世帯数、人口について</p> <p>千住、千住曙町、千住旭町、千住東、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住桜木、千住関屋町、千住龍田町、千住中居町、千住仲町、千住橋戸町、千住緑町、千住宮元町、千住元町、千住柳町、日ノ出町、柳原、小台、宮城、新田</p> <p>世帯数： 約56,200世帯（区全体の約15.4%） 人口： 約104,900人（区全体の約15.2%） 集積所数： 約3,800カ所（区全体の約13.0%）</p>

【モデル地区の選定理由】

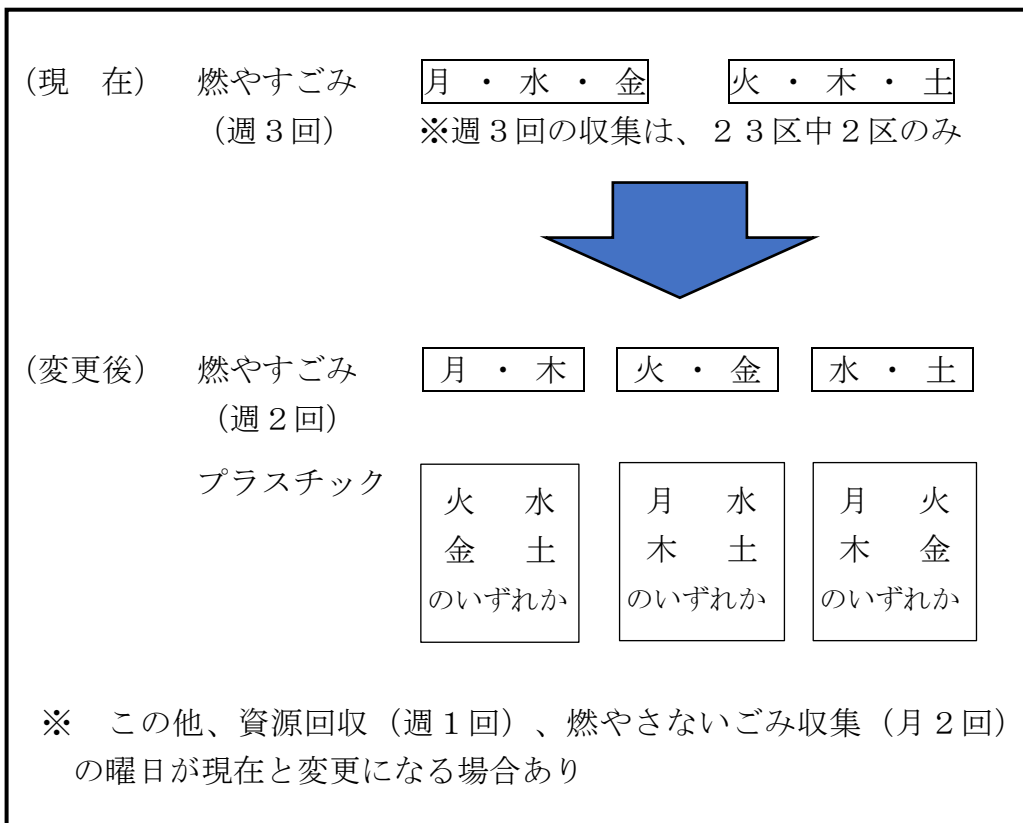
- ① 荒川で隔てられているため、回収・収集形態が異なるエリアと隣接することなく、混乱等が発生しない。
- ② 戸建て、大型集合住宅、商店街等が混在しているため、収集方法や車両の運用などについて網羅的に検証ができる。
- ③ 千住常東地区で実施している食品トレイ回収事業（回収量：3.7t/年、事業費：537万円/年）をプラスチック分別回収事業に統合できる。
- ④ 全区展開の際に、回収・収集の曜日や時間帯が再度変更となることが無い（曙分室の担当エリアとなり、他地区の収集ルートと区分され影響を受けることが無いため）。

※ モデル地区における回収実績および蓄積したノウハウ等を全区展開の際に活かしていく。

2 モデル地区における回収・収集曜日について

以下のとおり、曜日パターンが変更となる。地域別の設定についての詳細は、今後の説明会および案内冊子等において周知していく。

【燃やすごみ収集とプラスチック回収の曜日パターン（例）】



3 プラスチックの分別回収量および事業経費等について

(1) モデル地区における分別回収量の目標値等

年 度	回収率の目標値	回収見込量
令和6年度	15%	486 t/年
令和7年度	25% (先行実施区における上位の実績値)	810 t/年

※ 回収見込量＝プラスチック全体の排出見込量（モデル地区で3,239 t/年）×回収率の目標値

(2) 事業経費および都補助金「プラ製容器包装等再資源化支援事業」 (令和8年度まで)の見込額について

モデル実施の間は、プラスチック分別回収の事業経費が全区実施した場合に比べて少ないため都補助金も少なくなるが、円滑な導入を図っていくためにモデル地区による先行実施としていく。

【モデル地区】 年 度	事業経費の見込額 (千円)			都補助金の見込額 (千円)
	燃やす ごみ	プラスチッ ク (A)	合 計 (対5年度比)	
令和5年度	276,224	—	276,224	啓発経費上限 5,000
令和6年度	221,078	120,183	341,261 (+65,037)	(A) の 1/2 …60,092
令和7年度	205,337	166,781	372,118 (+95,894)	(A) の 1/3 …55,594

※ 令和8年度に全区展開する場合の見込額は、下表を参照。

※ 令和9年度以降は全額区負担となる。

【参考】令和6年度から全区で分別回収をした想定での都補助金額




【全区想定】 年 度	事業経費の見込額(千円)			都補助金の見込額 (千円)
	燃やす ごみ	プラスチッ ク (A)	合 計 (対5年度比)	
令和5年度	1,457,288	—	1,457,288	啓発経費上限 5,000
令和6年度	992,935	687,997 (回収率15%)	1,680,932 (+223,644)	(A) の 1/2 343,999 ◆モデル実施より 283,908 多い
令和7年度	965,361	1,047,105 (回収率25%)	2,012,466 (+555,178)	(A) の 1/3 299,000※ ◆モデル実施より 243,406 多い
令和8年度	965,361	1,047,105 (回収率25%)	2,012,466 (+555,178)	(A) の 1/4 224,250※

※ 令和7、8年度の都補助金見込額は、人口に応じた上限額を記載

	<p>4 周知方法等（予定）</p> <p>プラスチック分別回収を実施する意義や効果、分別対象となるプラスチックの品目や排出方法、燃やすごみ収集が週2回になることに伴う生ごみの取扱い方法等、区民の疑問や不安を解消するよう丁寧に説明していく。</p> <p>令和5年5～6月 あだち広報で実施内容、意義等を周知 7月以降 モデル地区内の町会・自治会のほか、拠点会場（一般向け）で説明会開催</p> <p>令和6年2～3月 分別の方法、収集曜日等の冊子または広報紙を全戸配布</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>区民に対して、環境面や経費等のメリット、区民アンケートの意見および他区の対応状況をもとに、分かりやすく丁寧に説明していく。</p>

産業環境委員会報告資料

令和5年3月13日

件名	事業者変更に伴う新たな粗大ごみ受付センターの運営開始及び新サービスの提供について						
所管部課名	環境部足立清掃事務所						
内容	<p>粗大ごみ受付センターの事業者変更に伴う受付方法の変更や新サービスの提供等について、以下のとおり報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業者変更後の新たな粗大ごみ受付センターの運営開始日 令和5年3月20日（月） 午前8時 受託事業者 株式会社NTTネクシア（北海道札幌市中央区大通西14丁目7番地） 粗大ごみ受付センターの申込み先について <table border="1" data-bbox="454 869 1465 1093"> <tr> <td data-bbox="454 869 1216 920">電話番号</td> <td data-bbox="1216 869 1465 920">QRコード</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 920 1216 972">03 (6747) 5100</td> <td data-bbox="1216 920 1465 1093" rowspan="3">  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 972 1216 1023">WEB申込（URL）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1023 1216 1093">https://ecolife.e-tumo.jp/sodai-adachi-u/</td> </tr> </table> <p>※ WEBは区HPやごみ分別アプリ、区公式LINEからもアクセス可</p> 粗大ごみシステム導入に伴う新たな機能 <ol style="list-style-type: none"> 粗大ごみチャットボット（排出物の画像認識AI含む）で質疑応答 SMS（ショートメッセージ）送信システム 自動音声応答アナウンスにおいて、携帯電話の方にはWEB受付のURLをSMS送信することを案内し、WEB受付に誘導する。 区公式LINEとの連携 粗大ごみ直接持込制度（無料）の見直し <ol style="list-style-type: none"> 直接持込日の時間帯別の予約枠の設定 特に午前中は、順番待ちによる自家用車の交通渋滞も発生しているため、時間帯別に予約枠を設定する。 粗大ごみの直接持込数の変更 現在、年度内2回（1回につき10点まで）までであるが、令和5年7月までに持込総数を引き上げることで事業者と調整中。 周知方法 粗大ごみ受付センターの電話番号等の変更について、チラシを全戸配布する（令和5年3月13日～15日）。 あだち広報（3月10日号）や足立区ごみ分別アプリ等に加え、SNSを活用し周知する。 	電話番号	QRコード	03 (6747) 5100		WEB申込（URL）	https://ecolife.e-tumo.jp/sodai-adachi-u/
電話番号	QRコード						
03 (6747) 5100							
WEB申込（URL）							
https://ecolife.e-tumo.jp/sodai-adachi-u/							
問題点 今後の方針	区民に混乱が生じないよう新たな事業者と連携し、粗大ごみ受付センターを運営していく。						

産業環境委員会報告資料

令和5年3月13日

件名	建設工事等の環境保全に係る指導基準等に関する要綱について										
所管部課名	環境部生活環境保全課、建築室建築審査課										
内容	<p>これまで、騒音・振動等の苦情が周辺住民から寄せられた際、法令の有無に関わらず、苦情内容の改善を施工業者に伝えてきた。建設工事による騒音・振動等により生活環境に障害を及ぼすことがないように、区による指導基準を統一した要綱を作成する。</p> <p>1 要綱（別紙1参照）</p> <p>施工業者への指導の基準を明確にし、指導に応じない場合の勧告、公表の規定を設ける。</p> <p>(1) 主な指導の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建築物・工作物の解体・改修・新築業者 ② 一般土木工事業者（公共工事含む） ③ 自主施工者 <p>(2) 指導対象工事（第2条）</p> <table border="1" data-bbox="437 1234 1406 1852"> <thead> <tr> <th></th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>騒音規制法、振動規制法に規定する建設作業 建設機械による解体、掘削、くい打ちなど</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>大気汚染防止法に基づく届出対象特定工事 吹付アスベストの除去など</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>建設リサイクル法に基づく対象建設工事 建築物の解体工事（延べ床面積80㎡以上） 建築物の新築工事（延べ床面積500㎡以上） 工作物の解体、新築工事（請負額500万円以上）など</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>その他、区長が認める工事</td> </tr> </tbody> </table>		内容	1	騒音規制法、振動規制法に規定する建設作業 建設機械による解体、掘削、くい打ちなど	2	大気汚染防止法に基づく届出対象特定工事 吹付アスベストの除去など	3	建設リサイクル法に基づく対象建設工事 建築物の解体工事（延べ床面積80㎡以上） 建築物の新築工事（延べ床面積500㎡以上） 工作物の解体、新築工事（請負額500万円以上）など	4	その他、区長が認める工事
	内容										
1	騒音規制法、振動規制法に規定する建設作業 建設機械による解体、掘削、くい打ちなど										
2	大気汚染防止法に基づく届出対象特定工事 吹付アスベストの除去など										
3	建設リサイクル法に基づく対象建設工事 建築物の解体工事（延べ床面積80㎡以上） 建築物の新築工事（延べ床面積500㎡以上） 工作物の解体、新築工事（請負額500万円以上）など										
4	その他、区長が認める工事										

(3) 主な指導の内容（第3条）

建設工事が法令に基づき適正に行われるように指導するとともに、以下の指導内容について遵守するように指導を行う。

	内容
1	低騒音、低振動型の建設機械を使用すること
2	粉じん対策としての散水を徹底すること
3	仮囲い、養生シート等を設置すること（建築物に限る）
4	防音シート等を設置すること（建築物に限る）
5	通行人の安全確保のための誘導員の設置
6	車両・重機のアイドリングストップ
7	土曜日は騒音、振動の低減に努めること
8	日祝日の作業の自粛
9	施工業者の連絡先の掲示
10	周辺住民に配慮し、誠意をもって対応すること

(4) 勧告・公表（第5条）

	内容
1	施工業者または発注者への勧告
2	勧告に従わない場合、施工業者名等を公表

2 要綱の運用開始

令和5年4月1日（土）

今後の予定
問題点

本要綱に関するチラシを作成し、アスベスト除去工事や建設リサイクル法の届出等の際に周知を図る。

足立区建設工事の環境保全対策に係る指導の基準等に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、解体工事等に伴う公害の発生を防止することにより、工事現場の周辺の生活環境を保全するために、法令に定めのない事項に関して区長が行う指導（以下「指導」という。）の基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 対象建設工事 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）第2条又は振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）第2条に規定する作業

イ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の17に規定する届出対象特定工事

ウ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事

エ アからウまでに掲げるもののほか、区長が認める工事

（2） 工事業者等 対象建設工事に関する元請業者若しくは下請業者又は請負契約によらないで自ら対象建設工事を行う者をいう。

（指導等の基準）

第3条 本要綱に基づく指導の対象は、前条第1号の対象建設工事とし、指導等の基準は、次のとおりとする。

（1） 建設機械を使用する場合は、低騒音かつ低振動のものを使用するとともに、粉じん対策として散水を徹底すること。

（2） 対象建設工事（建築物に係るものに限る。）を行う建築物の周辺又は作業場所の周囲に、仮囲い、養生シート等を設置すること。ただし、周辺の状況により適法かつ安全に設置できない場合は、この限りでない。

（3） 対象建設工事（建築物に係るものに限る。）の敷地境界において騒音規制法（昭和43年法律第98号）又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）に定める基準を超える騒音が発生することが予想される場合は、防音シートその他の防音のための設備の設置等の措置を講ずること。

（4） 火気を使用する場合又は作業で火花等が発生する場合は、火気等の取扱に十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災防止の措置を講ずること。

（5） コンクリートの破片の小割り及びバケットによるふるいは、必要最小限にとどめること。

- (6) 対象建設工事に伴う車両の出入りがある場合は、通行人の安全確保のため、誘導員等を配置するよう努めること。
- (7) 対象建設工事のための車両・重機のアイドリングストップに努めること。
- (8) 建築物等の状況からねずみ等の生息のおそれがあると推察される場合は、ねずみ等の発生状況を調査し、必要に応じてねずみ等を駆除するための対策を実施すること。
- (9) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は原則として対象建設工事を行わないこと。また、対象建設工事を行う期間が1月を超える場合において、土曜日に対象建設工事を行うときは、騒音及び振動を低減するよう努めること。
- (10) 対象建設工事を行う期間中、対象建設工事の現場に工事業者等の連絡先を表示すること。
- (11) 対象建設工事の現場の周辺住民に配慮し、公害現象についての苦情が申し立てられたときは誠意をもって対応すること。

(区の対応)

第4条 区長は、必要に応じて対象建設工事の現場の状況を調査し、騒音又は振動を測定することができる。

- 2 区長は、対象建設工事の現場から発生する騒音又は振動が騒音規制法、振動規制法（昭和51年法律第64号）又は環境確保条例に定める基準を超えている場合は、当該法律又は条例に定める措置を行うことができる。

(工事業者名の公表等)

第5条 区長は、本要綱に基づく指導に応じない工事業者等がある場合において、必要があると認めるときは、工事業者等又は工事発注者に対し指導に従うよう勧告することができる。

- 2 区長は、工事業者等が前項の規定による勧告に従わない場合において、特に必要があると認めるときは、工事業者等が当該勧告に従わない事実を公表することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付 則（4足環活発第 号 区長決定）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。